

1 / 17 (月) の発表

はじめよう、つづけよう。

「北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 1月17日(月) 16時00分

発表項目 (行事名)	建築基準法に基づく建築物、建築設備及び防火設備の定期報告につき法律上不要な報告書の提出があった件について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>建築基準法に基づき、一定の用途、規模を有する建築物の所有者に義務化されている「定期報告」において、平成28年の法令改正以降、法律上報告書の提出義務がない建築物について、複数回の提出があったものを含め、建築物の所有者から報告書の提出があった案件が38件あった。 詳細は別紙のとおり。</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	建設部住宅局建築指導課 担当者：建築安全担当課長 佐藤 亮介 (内29-457)		
	TEL ダイヤルイン 011-204-5097		

建築基準法に基づく建築物、建築設備及び防火設備の定期報告につき
法律上不要な報告書の提出があった件について

1 概要

建築基準法に基づき、一定の用途、規模を有する建築物の所有者に提出が義務付けられている建築物等の定期報告書について、平成28年の法令改正以降、提出義務がない定期報告書の提出があった建築物（複数回提出があった建築物を含む。）が38件あった。

建築基準法第12条（抜粋）

一定の用途、規模を有する建築物の所有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備について、定期（毎年又は3年ごと）に、資格者にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

（特定行政庁：道内は、道のほか札幌市、旭川市など10市）

2 内容

本年度に提出があった建築物について、報告義務がないことが判明した案件があったため、道の所管分について調査したところ、他に同様の事案が37件あった。

(1) 調査対象 定期報告を求めている全建築物7,787棟
（道以外の特定行政庁10市分を除く。）

(2) 調査結果（物件数）

区分	棟数	所有者数	該当振興局
建築物	1	1	空知
建築設備	4	4	石狩、渡島、十勝
防火設備	33	16	後志、渡島、宗谷、十勝、釧路、根室
計	38	21	

※ 建築設備～中央管理の空調設備、機械排煙設備、非常用照明装置

防火設備～火災が発生したときに閉鎖又は作動する防火扉、防火シャッターなど

- ・ 毎年、各（総合）振興局から対象となる可能性のある建築物の所有者や管理者に対して、お知らせする文書とパンフレットを送付して、要件に該当する場合には報告を提出するよう依頼。
- ・ 平成28年の法令改正に伴い、所有者側において報告義務の判断が難しくなったこともあり、建築物の用途の変更があった場合や疑義が生じた場合などには、問い合わせいただくよう文書には記載していたが、報告不要なものについて、建築物の所有者から報告書の提出があった。

3 今後の対応

- ・ 今回報告義務がないことが判明した建築物38件の所有者の方々に対しては、改めて制度について丁寧にお伝えする。
- ・ 建築物の所有者の方々において報告義務を確認いただけるよう、道からの文書やパンフレットを分かりやすいものにする。